

ボランティアと政治をつなぎ直すために
——ネオリベラリズム以降の市民社会と敵対性の位置——

仁平典宏 (法政大学)

1. はじめに

小雪ちらつく荒涼とした灰色の街路——「ボランティアと政治」という言葉を聞いてまず私の脳裏に浮かぶのは、例えばそのような景色である。あれは 2002 年の冬だったか、日本三大寄せ場の一つの山谷で支援活動を始めたばかりの頃だった。かつては日雇労働者の街だった山谷も、1990 年代以降、建設業の縮小と高齢化により多くの労働者が労働市場から放逐され、ドヤ(簡易宿泊所)にすら入れず、「ホームレス」として路上に滞留させられた人が溢れていた。

私は当時、炊き出しの支援活動に参加していた。ある夕刻、「お前ちょっと来い」と私を呼んだのは、長身の眼光鋭い 50 過ぎの当事者だった。彼はかつての日雇労働運動の闘士で、舌鋒鋭い理論家で、だがアルコールが入ると周囲の緊張感を高めるなど、いろんな意味で一目置かれていた人である。私は緊張しながら——彼が明らかに酒を飲んでいてその目の色が警戒レベルにあったことも理由の一つだ——彼の前に立った。

「お前、何しに来た？」こう問われた私は、支援活動に来ていること、社会学を勉強しているが机上だけでなく現場の関係性から学びたいことなどを、「上から目線」にならないように気をつけながら、たどたどしく語った。彼は「要するに『ボランティア』か」と、あきらめとも苛立ちともつかない口調(これほど括弧『』が聞こえるボランティアの発音をこの時初めて聞いた)で言ったあと、「俺たちは見せ物じゃねえ」こと、「『ボランティア』と俺たちは違う」こと、「政治的な運動にしないとイケない」ことなどを小一時間語った。

小雨交じりの雪の中で、「『ボランティア』と俺たちは違う」という言葉は、支援現場で感じる悩みを的確にえぐって痛かった。支援者/被支援者という境界をどう超えていくのか。与え手/受け手ではない対等な

関係をどう構築していくのか——。多くのボランティア論は、活動者も活動を通して喜びや自己実現を得ており、対等な互酬関係が成り立っていると教える。しかし厳しい寒さの中、命を繋ぐための仕事も住居も他者-自己承認も奪われた人々と関わる中で、そんな論理が何かの役に立つとは思えなかった。その一方で、彼が言う「政治的な運動」がなぜ必要なのか、正直よく分からなかった。私には「政治的な運動」という言葉が妙に仰々しく、しかし山谷の街並みにはなじんで聞こえたのを覚えている。

現在の「ボランティア」の意味論の中では、「政治」という言葉は、どこか外在的で異郷的な響きをもつ。発展の中に取残された灰色の街路を想起するのも、あるいはそのためなのかもしれない。しかしなぜそうなっているのだろうか。それによって何が失われるのだろうか。「ボランティアと政治」というテーマを与えられた本論では、「ボランティア」と「政治」とが相互に疎遠になっている現状を確認した上で、両者の接続が再び必要とされるようになっている社会環境について分析し、その意義について理論的に考察する。

2. 忌避される政治

はじめに「政治」という用語で本論文で意味するところを論じたい。とはいえ、これには多くの定義があり、専門外の筆者が体系的に論じ切れるものではない。ここで出発点に据えたいのは、社会学において比較的よく参照される(批判的な参照も含め)、ドイツの政治思想家カール・シュミットの政治概念である。彼は、政治に固有の区別を〈友/敵〉と捉える。つまり政治とは、〈友/敵〉という区別を行って敵対性を顕在化させ、闘争を遂行することである(Schmitt 1932=1970)。

この〈友/敵〉という敵対性のラインを引きそれに

沿って闘争を行う「政治」は、人々の中の心暖まる相互授受的な行為としてイメージされる「ボランティア活動」とは、絶望的なまでに相容れないように聞こえる。むしろ通常、政治により近いカテゴリーとして想起しやすいのは「運動」ではないか。社会学者のシドニー・タローは、社会運動を、「エリート、敵手、当局との持続的な相互行為の中での、共通目標と社会的連帯に基づいた、集合的挑戦」(Tarrow 1998=2006: 24) と定義する。この定義では、「エリート、敵手、当局」という構成的外部 (= 「われわれ」というまとまりを創り出す他者) が重要な要件となっており、(友/敵) という政治のコードに準じている。つまり、「ボランティア活動は『政治』や『運動』とは違う」という常識的な感覚は、概念規定のレベルを参照してもそんなに間違っただけのものではないと、とりあえず言える。

ここ20～30年のボランティア活動をめぐる言葉は、そのようなボランティア・NPO と、政治・運動との間の隔絶を広げる方向で編成されてきた。例えば、次のようなボランティアの「変化」が語られてきた。「(かつてのボランティアは) それまでは正義感や社会運動的な意識で参加する団体や活動が多かったのに対して、日常感覚で、あるいは楽しみながらやるように変わってきた」(掘田他 1995 ; 山岡義典の発言)。「(かつてのボランティアは) 一方で行政責任を追及しすぎ、他方で奉仕性を強調するあまり、本来的に地域の人々の間にあった相互援助的機能、互酬性の尊さを見失ってきたのではなかろうか」(京極 1993)。

ここでは共通して、ボランティア活動から、政治や運動といった要素が消失したことが肯定的に語られている。1970年代後半以降の政治/運動の後景化は、これまでも広く指摘された。そこにはいくつもの背景がある。かつて1970年前後には、マルクス主義に準拠する若者たちの運動が大きくなうねりを形成していた。しかしその多くは、過度の倫理的厳格主義や暴力の先鋭化・内閉化に陥り、社会に深い失望を残した。上記に指摘されている「ボランティア活動を楽しみながらやる」というのは、過度の敵対性の顕在化によって閉

じてしまった〈人々と社会との回路〉をもう一度開くための知恵・文化という面もある。早瀬昇は次のように指摘している。かつては『ボランティア活動を楽しむ』といった表現など使えない雰囲気があった。ボランティア活動とは、もっと神聖で献身的であるべきものだったからだ。「そんな時、この“少数派の活動”を支えてきたのが『社会的意義』、つまり“正しさ”の強調だ。つまり『たとえ仲間が少なくとも、われわれは正しいことをしている。やらない人は問題意識が低いのだ』という発想である」(早瀬 1994: 21)。しかし“正しさ”の意識は、不寛容さや偏狭さを招く。よって必要なことは、「正しさ」を「好き」によって包摂すること、告発を中心とする「運動」ではなく代案の提示を中心とするNPO的活動を重視することであるという。この早瀬の「『好き』の肯定」は、「『正しい』活動だからボランティアをやれ」と言って、人々の自発性を国家に有用な場所に動員しようとする動きに対する、抵抗の言葉としても重要な意義をもってきた。

このように、「ボランティア」を「運動」ではなく、「自分のための活動」と捉える意識の変化は、他の国でも見られるようだ(Hustinx & Lammertyn 2003など)。その反面、「自分のため」を超えた、公的な事柄に関する政治への無関心が、社会活動の場面でも顕在化しているという指摘もある(Eliasoph 1998)。

このように、(友/敵)の敵対性を顕在化させる政治や運動への関心の後退は、1980年代以降様々な形で指摘されている。筆者も関わった首都圏の市民活動団体の質問紙調査では、「ボランティア」や「NPO」と自己定義する団体は、デモやロビー活動の経験が「運動団体」に比べ著しく低く、団体のメンバー同士で政治的な話題について話し合うことも少なかった(仁平 2009a)。私が山谷の中心で「政治」を叫ばれた時に感じた戸惑いも、それなりの文脈があったといえる。

3. NPO法と政治の変容

(1) 開発主義型国家と民主化要件

ボランティアにおける政治や運動の衰退——しかし、

それは悲しむべきことなのだろうか。今やもっと洗練された市民活動やボランティア活動の在り方があるのではないか。このように考える論者が今や多い。この認識を決定的に高めた出来事が、1998年の「特定非営利活動促進法」（いわゆるNPO法）の成立と、2008年から施行された新しい公益法人制度の成立である。詳述は避けるが、市民活動のための組織に法制度的・形式的基盤を保障し、市民社会組織の社会的信用と自律性を高めるものである。その含意を政治との関連で述べれば、社会の改善をめざす上で、敵対性に満ちた政治や運動とは異なる選択肢を選びやすくなったということである。むしろ、告発を中心とする政治や運動は時代遅れで、代案の提示や協働を中心とするNPOのような活動が重要だとする認識が広がった。

この認識がどの程度妥当なのか、少し長いスパンで考えてみたい。周知のように、明治期には、政府／社会の関係は、後者の自律性を著しく限定する形で開始された。民法の法制度がその代表的なものであろう。そこでは、公益は国家の独占物となり、自発的結社は国家の統治下におかれ、公益性が取られない団体は法制度の外に放逐される。戦時総動員体制の際は、このような構造のもと、人々の自発性は、国家の戦争遂行のための手段として機能させられた。戦後の社会の民主化を進める上で、まずはこの構造を変えることが目指された。具体的には、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はこの利用に供してはならない」とした憲法89条を最上位審級として、社会に対する国家の介入／動員を禁じようとする法制度改革が進められた（詳細は初谷2001などを参照）。**国家に対する社会の自律**——これを国家／社会関係における**民主化要件①**と呼んでおこう。

しかし戦後は、これが骨抜きにされる歴史でもあった。日本の近代化を進めた開発主義的構造——強力な官僚組織を持つ政府が経済界や市民社会を主導的に統制する構造——は、戦後も多くの領域で継続していた（Suzuki et al. 2010）。例えば、憲法89条の解釈をすり抜けるような形で、政府から財政的サポートを受け

ると同時にコントロール下に置かれる社会福祉法人（社会福祉協議会も含まれる）のようなグレーの法人格が叢生した。戦後の政府／社会関係は、前者による後者への介入という形で進む一方、現状の社会を批判し変革を目指す様々な社会運動は、政府から排除の対象とされていく。具体的には、公益法人や町内会などは政府のコントロールを受けるが、政府から庇護され大きく発展できる一方、自律性の高い市民／アドボカシーグループは政府の抑制を受け発展を妨げられてきたという（Estévez-Abe 2003）。これは「二重の市民社会」構造とも呼ばれる（Pekkanen 2006）。実際に、1990年代になっても日本のNGOは先進国で最も厳しい規制を受けていた（Salamon & Anheier 1996）。

このような背景の中で、戦後日本では、市民社会の民主化を成し遂げるために、諸活動が国家の統制下にあってはならず、市民社会を国家から自律させなくてはならない（民主化要件①）し、そのためには、政府による介入に抗う政治も必要だと、少なからぬ市民活動や運動の担い手が考えてきたのは、自然なことだった。それはボランティアでも同様である。日本のボランティア論の歴史では、1970年代頃までは、ボランティアも運動としての性格をもつ必要があるとする議論が多く見られる（小倉1955; 1967、早瀬1981、牧里・早瀬1981など）。つまりボランティアはサービス提供に留まらず、現場で当事者と係わる中でその背後にある社会的矛盾を見出し、共に制度や構造を変えていく運動をめざすべきとするものである。これは1960～70年代には、若者たちのボランティアグループにも見られた（仁平2011:5章参照）。もっとも、戦後のボランティア論を広く分析した小笠原慶彰（1987）によると、この種のボランティア論は「ほとんどその事例もなく、理念のみが先行している」面があったという。この指摘は正鵠を射ているだろう。だが同時に興味深いのは、実態として多かつたわけではないにも関わらず、かくも「ボランティアは政治でなければならない」と考えられた点である。二重の市民社会構造によって民主化要件①（国家に対する社会の自律）が絶えず脅

かされていたことが、その一つの答と言える。

(2)「政治」から「経営」へ

話を戻そう。NPO 法人及び新しい公益法人制度の成立は、民主化要件①(国家に対する社会の自律)の制度的保証に向けた——十分ではないにしろ——確かな一歩だった。この中で、実力があれば、政策立案などに係わったり、対案を出していくこと、あるいは事業自体を企画し、システムの重要な一端を担うことも可能になっていく。折りしも——後述のように——公共領域の準市場化が進む中で、NPO などの市民組織がコミュニティの運営に関与できる余地は拡大していた。この中で、政治や運動の意味も変わる。例えば、ボランティアを研究する社会学者の西山志保は、政治を、事業体が「行政と何度も渡りあいながら事業委託を提案し、かつ地域諸団体との競争を乗り越えながら、地域資源を獲得する」(西山 2007:194)と経営論の意味論で捉えている。同様に自律性も——政治的な意味ではなく——自己財源確保という経営的観点から捉えられるようになる。経営学者の田中弥生は行政の下請け化した NPO に「未来はない」(田中 2006)と述べ、事業収入等によって自己資金を獲得することを主張するが、その典型的な議論である。民主党が主導する「新しい公共」も、政府による公の独占を打破する革新的な面をもつと同時に、このような経営的合理性、マネジメント力、対案作成能力、協働の精神などを、ある種のシビリティ(civility 礼節)として備えた「市民」(citizen)を求める面もあった。

一方で、敵対性を顕在化させる「政治」は、「新しい公共」的秩序から排除されていく。それは建設的ではなく、^{シビリティ}礼節も欠き、時代遅れのものとして貶められる。例えば、経営学の立場から NPO の推進に尽力した本間正明は「ミッション」という言葉を「大嫌い」と述べる。「今までなぜ日本のボランティア・NPO が広がっていかなかったかというと、この『ミッション』という言葉にインプライ(含意)されている『自分はいいことをやっているのに、おまえたちはなぜ気づかない

のか。やらないあなたたちは責任放棄だ』といった責任追及型の活動が、市民のなかで断絶を生み、一般の人々がそれにコミットするのを妨げてきた。そんな状況があったのではないでしようか」(本間 1998:20-21)。同様に社会運動を研究する社会学者も、抗議行動や直接行動を中心とする運動型から、システムと協働する NPO 型へという段階論を好んで展開した(Hasegawa 2004、高田 2004 など)¹。

4.「政治的なもの」の居場所

(1) 革命から内戦へ

民主化要件①(国家からの社会の自律)が実現に向けて一歩踏み出されると同時に、政治の意義が背景に引いていった。だがそれはあらゆる種類の政治の棄却を意味するのだろうか。そうではない、と思う。この点を考える上で、まず、〈友/敵〉関係は——全ての区別と同様に——ある差異に基づく政治を生み出すと同時に別の差異に基づく差異を隠すという点に着目したい。民主化要件①に準じる政治は、介入してくる開発主義的国家を敵手として、いかに市民社会の自律性を守るかという観点から、敵対性のラインを引いてきた。この敵対性のラインが見えなくなった理由として、先述のように、NPO 法など法制度の設立(市民社会の勝利!)を挙げることができる。しかしそれだけを強調するわけにもいかない。なぜならそれは、国家の大きな政策転換によってもたらされたのだから——。つまり、介入主義的开发主義から「ネオリベリズム」と呼ばれる「小さく強権的な政府」への転換である。この統治モードの下では、国家と「自律的」な市民社会は矛盾しない。だから民主化要件①に基づく敵対性が希釈化されるのも、ある意味では当然である。

しかし、国家と自律的な市民社会とが矛盾しないというのは本当だろうか。その自律性が絶えず国家の介入に脅かされてきた日本において、そのような疑問が生じるのは無理はない。だが、自律的・自発的な参加

¹ この種の議論の問題点については、道場(2006)を参照のこと。

活動は、実は様々な国家体制と接合しうるものであり、その意味で意外なほど政治に対し非関与的(indifferent)なのである。例えば、アメリカの政治学者のエーレンベルグは、社会参加活動が民主主義政治を深化させるというロバート・パットナムのソーシャルキャピタル論を批判する文脈で、パットナムが賞賛する北イタリアのアクティブな市民社会は、実は民主主義社会だけではなく、「君主制・ファシズム・共和主義・社会主義・共産主義など多くの政治に遭遇し」、「どのような体制の効率性も高め」てきたと指摘する(Ehrenberg 1999=2001:314)。端的に言えば、他者を支援するにしろ排除するにしろ、国家がトップダウンで行うよりも人々の自発的参加によって行う方が効果的ということだ。同様に自発的な「参加」は、左/右の政治的区別も超えて要請されるが、その異種混雑性は日本の市民社会が発展する上で重要な意味を持っていた(詳しくは仁平[2011:6章]を参照)。

このように、参加型市民社会は様々な政治的ベクトルと接続しうる。「介入国家 対 市民社会」という敵対性の線が解除される中で浮上してくるのは、その区別が隠していた「どのような国家との接続が望ましいか」「どのような政治システムが望ましいか」という問いであり、その問いを巡って市民社会の内部/外部の区別を超えて遂行される政治である。

「どのような政治システムが望ましいか」という問いを、国家/市民社会関係に絡めて考える上で、筆者には現在重要な論点が2つあると思われる。一つ目は、国家のリストラクチャリングが進む中で、福祉国家を再構築すべきかネオリベリズムをめざすべきかという論点である。二つ目は、社会保障制度の不備を埋める形で蔓延してきた排外主義的なナショナリズム意識との関係についてで、それを肯定するのか批判的な立場を取るのかという論点である。この二点を巡って、ゼロ年代には、市民社会の内部にも敵対性の線が刻まれてきた。かつてマルクス主義の用語系に「内戦から革命へ」というテーゼがあったが、それをもじっているなら現在生じているのは、「(ボランティア・NPO)

革命から内戦へ」という敵対性の再配置である。

本論文では、この二つの論点のうち、前者のネオリベリズムの問題系について主に取り上げていく。

(2) ネオリベリズムと市民社会

官僚制国家が人々の生を管理・統制する社会——このディストピアのイメージは、20世紀を通して社会の自己理解に重要な役割を果たしてきた(Giddens 1990=1993:171-172)。ジョージ・オーウェルの『1984』の世界はリアルな脅威としてあった。一時期理想視された社会主義が、現実には、人々を徹底的に管理しようとする官僚制国家だったことが明らかになった後はなおさらだった。社会を批判的に捉えることを目的とした批判理論は、だから、管理国家に対していかに抗うかということ为主要なテーマとした。その中で福祉国家も、左派の理論家たち(ハンナ・アレント、ミシェル・フーコー、イヴァン・イリイチ、ユルゲン・ハーバーマスなど)から肯定されるどころか、人々の生命・健康の増進を口実に人々の生に加入・規格化し、その自律性を根こそぎ奪っていくものとして、概ね否定的に捉えられてきた。だからそれに抗う運動には、時に目的以上に、組織形態において非官僚制的な構造(自発的・自律的、ネットワーク的、水平的、民主的…)を持つことが重視された(仁平2001)。

近代社会が孕み持つ官僚制化の危険——この不安は、近代社会のなかでも特に強固な官僚制構造を持つ日本

2後者のナショナリズムの問題系についても一点だけ確認しておこう。1990年代後半から草の根のナショナリズムの運動が活発化し、近年ではかなり排外主義的な主張を展開するようになってきている。この新しいナショナリズムの運動は、しばしば「市民運動」を標榜することが指摘されてきた(小熊・上野2003)。近年の例としては、主張レベルでは極右の「在日特権を許さない市民の会(在特会)」が、自らを「市民運動」と自己規定している。「市民」というカテゴリーは、かつて左派リベラルのものとされてきたが、近年は左派右派の領有戦の場となっていると言えるだろう。また言うまでもなく、NPOやボランティアに参加している人々が、一概に政治的に左派的な傾向を持っているわけではない。その実証的な知見については仁平(2003; 2009a)などを参照。

において、特に明確に意識されていた。市民社会をめぐる議論でも、民主化要件①(国家に対する社会の自律)の絶えざる侵犯という形で問題が構成されていた。日本が遅ればせながら、「構造改革」という名の下でネオリベラリズム政策が開始されたとき、左派からも大きな反対が生まれず、むしろ支持を得たのは、このような背景がある。「ネオリベラリズム」とは、単なる政策の転換ではなく、20世紀をかけて形成されてきた上記の社会の自画像と、〈友/敵〉の構成基準を根本から変えるような、大きな社会理論的变化でもある。

ここでは「ネオリベラリズム」を、国家の規制を緩和し公的領域の民営化を図ることで、経済領域のみならず、社会諸領域も市場のイメージで再編しようとする統治的合理性及びその諸政策として捉えておきたい(酒井 2001)。注目すべきことに、このネオリベラリズムは参加型の市民社会を欲望する。なぜなら、社会保障や公教育など社会サービスの削減の前提として、それらを国に代わって自発的に供給する市民社会と市場を必要とするからだ。『市民社会』の再生は、ネオリベラリズムの支配と同時に生じ、それはネオリベラリズムが繁栄し自らを正統化するための言説と装置として不可欠なものとなっている(Sinha 2005:163)。1990年代は「市民社会ルネサンス」と呼ばれるほど、多くの国で市民社会論が盛んになった時期だった。その時期が、多くの国でネオリベラリズム・ルネサンスでもあったことは、上記の枠組に従えば偶然ではない。実際、参加型市民社会が、ネオリベラリズム/経済的グローバリズムに奉仕するように構成されているという議論は、1990年代から広く指摘されている(Rose 1999; Harvey 2005=2007; Powell 2007 など)。

日本において、本格的なネオリベラリズムは、1996年に首相の座に就いた橋本龍太郎が口火を切り、ゼロ年代の小泉政権下で猛威をふるった。構造不況に加え労働市場の規制緩和と社会保障や教育に対する支出抑制などにより、この時期は、格差や貧困率が大きく上昇した。奇しくもそれはNPO法が成立・定着していく時期でもあった。これは偶然という面もあるし、関

連している面もある。例えば、NPO制度を推進した人々の中には政府の社会支出削減をめざすネオリベラリストも含まれていた³。また、構造改革のための政策文書の多くでも、NPOやボランティアは、国家の社会保障責任の相対化という文脈で位置づけられている(詳しくは、仁平 [2011:9章3節]を参照のこと)。

これらを背景に、ボランティアをめぐる、ネオリベラリズムといかなる関係にあるのか批判的な検討が行われた。NPO法が施行された翌年の1999年には、『現代思想』(青土社)で「市民とは誰か」という特集が生まれ、中でも中野敏男(1999→2001)と、渋谷望(1999→2003)の両論文は、その後の研究に大きな影響を与えた。中野は、国家の機能上の重心が『社会福祉』から政治・軍事的、経済的な『システム危機』への対応(中野 1999:73)へと移行しているという認識のもと、ボランティア活動は、いかにそれが「自発的」に行われていようとも、行政コストを減らし社会に適合的な「主体」を用意するという意味でシステム転換の要請に従っており、新たな管理形態を支えるものだと批判する。同様の批判は他の研究者や現場の活動・運動に携わる人から様々な形でなされた(阿部 2003、東 2004、仁平 2005 など)。かつて岡本榮一は、萌芽的ネオリベラリズム政権と呼ばれる中曽根政権の改革の中で、ボランティア活動が「分水嶺」に立っていると喝破したが(岡本 1987)、中曽根改革の差異を含んだ反復という性格を持つ小泉改革の中でも、ボランティアは再度——以前と異なる形でではあるが——「分水嶺」に立っていたといえる。

さて、2009年には政権交代が起こり、ネオリベラリズムはすでに過ぎ去ったという理解が一般的であろう。だが、基本的な統治の線は変わっていない。それは民主党がネオリベラリズムも含む多様な混成体というだけではなく(渡辺他 2010)、ネオリベラリズム自体が、単なる短期的な政権モードではなく、ゲームのルール

³例えば、前述の本間正明はサプライサイド派の経済学者であるが、2001年からは経済財政諮問会議や政府税制調査会に参加し、安倍政権下では政府税制調査会会長も務めている。

を変えるような構造的な社会（理論）的变化だということに関わる。アメリカでもイギリスでも、サッチャーやレーガンなど規制緩和と政府支出の削減を基調にし福祉国家の破壊を目的としたハードなネオリベリズム（^{ロールバック}撤退型ネオリベリズム）が過酷な排除を生み失敗した後に、クリントンやブレアといった中道左派政権によるソフトなネオリベリズム（^{ロールアウト}侵攻型ネオリベリズム）が登場してきた（Peck & Tickell 2002）。社会保障の抑制を基調しつつコミュニティの再生なども掲げる後者の^{アドバンスト}進化したネオリベリズム（Rose 1999）は、ボランティアなどの参加を重視する（渋谷 2003）。二つのネオリベリズム間の往復の中で、アメリカの貧困率や社会的排除の度合いは高いままで（例えば堤 2010）、オバマ改革も現在、保守運動の盛り上がりによって転換や後退を迫られている。

（3）空転する批判

上記の^{アドバンスト}「進化したネオリベリズム」を照準としたボランティア批判は、参加の称揚に隠された政治的欲望を明るみに出す強度の高い批判だった。ただ、批判の強度と有効性は、必ずしも一致しない。

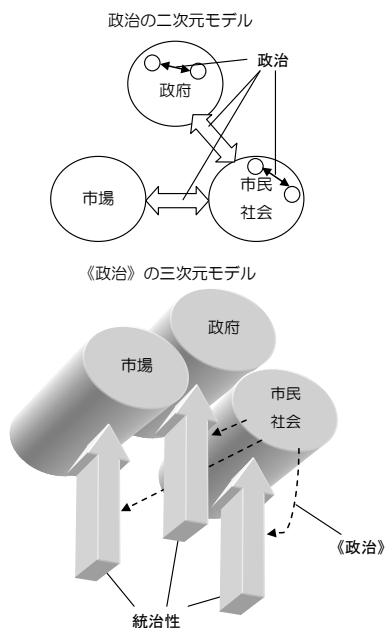
例えば、かつての開発主義的介入国家に対する批判——民主化要件①（国家に対する社会の自律）の侵犯に対する批判——と比較してみよう。それは、国家がボランティア活動や市民活動を特定の形に歪めたり、規制によって従属させようという時に、それを「動員」として批判するという形態をとった。その動員に対して政治を対置させ、自律性を守るために国家に抗えばよかった。これに対し、現在のネオリベリズムに対する批判は、より複雑な形を取る。前述のように、国家はかつてほど市民社会に露骨に介入してこないからだ。だがネオリベリズム批判は、この「市民社会の自律性の拡大」自体に懐疑的なまなざしを向ける。そして、自発的・自律的に活動を行うことによって、国家の縮小をめざすネオリベリズム的社会再編に都合よく機能してしまうと批判する。「動員」の意味が反転していることに気づいただろうか。かつて動員とは、

介入してくる政府によって非自律的に活動させられることだった。今やそれは、縮小していく政府のもとで、自律的に活動することにも向けられる。またここでは「政治」の意味もラディカル化する。政府に対し対案をぶつけ討議するだけでは十分な政治と見なされない。中野によればそれは「国家システムが主体（subject）を育成し、そのようにして育成された主体が対案まで用意して問題解決をめざしシステムに貢献するという（「アドボカシー（advocacy 政策提案）型の市民参加」、まことに都合よく仕組まれたボランティアと国家システムの動的な連関」（中野 2001: 258）に過ぎないことになる。つまり、パートナーシップや対案主義という形で活性化する「市民社会」は、ネオリベリズムの対抗物ではなく、その作動条件だと批判されているのだ。ここでは、かつての「権力・構造 対 主体」という図式自体が失効している。主体は権力の対義語ではなく、権力によって、自発的・自律的に行為する「主体＝臣下（subject）」として創り出されるというのは、近代権力の特異性を分析するミシェル・フーコーの重要なテーゼであるが（Foucault 1975=1977）、ネオリベリズムの批判者は、この権力／主体概念を修正・発展させる形で、ポスト介入国家の批判理論を組み立てている（酒井〔2001〕を参照）。

以上の秩序に抗おうとするネオリベリズムの批判者の《政治》は、もはや、国家や企業との間に〈友／敵〉関係を設定する従来の二次元モデルでは記述できない。国家も市場も市民社会も同様に、ネオリベリズム的秩序を円滑に動かすための「自己責任の下で合理的に行為できる強いアクター」であることが強いられている以上（政府・自治体政府も縮小のために、経営的合理性を持つことを強いられていることを想起）、その秩序自体を創り出す力こそが真の批判対象として重要になる。フーコーは、その力を統治性（governmentality：ある統治の形を合理的だと自明視する集合的心性）と呼ぶが（Foucault 1978=2000）、ここで敵手とされるのは、言わばネオリベリズム的統治性である。このレベルの《政治》は、下記のように

に三次元のモデルでのみ記述可能である。

図 政治の二次元モデルと三次元モデル



このレベルの《政治》はラディカルであるが、その賭金は飛躍的につり上がっている。中野敏男は、前述のように、通常の二次元の政治もシステムを再生産させると批判し、むしろ、ネオリベリズム的な統治性を組み替えるために、「市民主体」や「主体」という概念自体の批判に向かう。そして、統一的な「主体」を、その内部に織り込まれた多様な他者の声を顕在化させることで解体する「新しい社会運動」を支持する。この指摘は重要だが、現在行われている諸活動を全てシステム再生産と断罪するような批判は、シニシズムやアパシーを招くだけだろう。どのような諸活動のベクトルがネオリベリズム的の秩序を超えていけるか、二次元のレベルの検討が同時に行われなくてはならない。換言すれば、「どのような政治システムが望ましいか」という問いと正面から向き合っていく必要がある。

(4) もう一つの民主化要件と楕円構造

社会学者のジグムント・バウマンによると、「批判理論のかつての任務は、個人的自立を『公共領域』の侵襲から守ること、非人間的国家の強力な抑圧、官僚制、

小官僚制の触手から守ることであった。批判理論のいまの任務は、公共領域を防御すること、別の言い方をすれば、空になりつつある公的空間を改装し、人を呼び戻すことにある」(Bauman 2000=2001: 51-52)。国家のリストラクチャリングが進む中で、公的空間を再構築していくためには、単に市民社会領域が大きくなればいわけではなく、国家/市民社会それぞれの役割を考え直すことが重要である。ここにおいて、戦後考案された、国家/市民社会の民主化に関するもう一つの要件を想起する必要があると考える。それは、「国家による社会権の保障」というものである。戦前は、国家が社会保障の責任を持たず、地域の相互扶助や社会事業家に委ねられ、社会保障は極めて低い水準にとどめおかれた。この反省から、戦後の出発点において、社会保障は、国家の責任で担うべきものとされた。その最終根拠は、憲法 25 条によって定められている。市民社会の役割は、これを規準としたとき、その国家の役割から逆算する形で導出された。つまり、国家が担うべき社会保障の役割を、肩代わり・代替・補完しないことである。国家による社会権の保障——これを国家/社会関係の民主化要件②と呼ぶ。

民主化要件①と②のバランスは微妙である。①に準じると、国家や行政の影響から市民社会は自律的ではなくてはならない。しかし②も参照すると、その活動が同時に、国の責任で行うべき社会保障の安上がり代行を意味してもならない。なぜなら、福祉・社会保障を民間の相互扶助に委ねて、大量の排除された人たちを生み出した、戦前の過ちをくり返すことになるからだ。「その『善意』の活動は、福祉国家化や近代化を、遅らせることにならないか？」という近代主義者からの批判、そして「資本主義の矛盾を隠蔽する弥縫的な活動ではないのか」というマルクス主義者からの批判⁴—

⁴社会福祉研究では、社会福祉の性格を巡る論争が何度か反復されるが、それはマルクス主義的な社会福祉規定と、アメリカの援助技術との対立が、重要な文脈を構成している(詳しくは真田編 1979 を参照)。この中で「ボランティア的なもの」も批判される(詳しくは仁平 2011: 3~4 章などで整理した)。

一戦後、ボランティア的なものを擁護しようとした人々は、この両方の批判を正面から受け止めつつ、内在的に超えていくことをめざした。この中で、制度や構造を変える運動と相互行為を重視するボランティア活動とを矛盾なく捉える、ソーシャル・アクションを重視するボランティア論が発展していくのは自然の流れだった。戦後、比較的早い時期から「ボランティア的なもの」を擁護してきた木田徹郎(1956)や小倉襄二(1967)などの議論も、上述の知的・実践的な緊張感の中で組み立てられていた。大阪ボランティア協会の論者が提示してきた「アクション型ボランティア」という言葉もこの系譜にある。民主化要件①と②を二つの中心とする、緊張を伴う楕円構造こそが、良質なボランティア論を鍛え上げてきたのだ。

しかし民主化要件②の方は、1970年代以降、人々の生活水準の上昇と社会保障支出の増加(ただそのほとんどは高齢者向け)の中で、急激に相対化されていく。そして楕円構造の中心の二つの民主化要件のうち、①「国家に対する社会の自律」のみが突出するようになっていた。だが、ネオリベリズムという問題系は、もう一度、民主化要件②とそれに即した政治の重要性を浮かび上がらせる。

岡本仁宏(1997)は、政府とボランティアとの関係を論じた重要な論考の中で、ボランティアの役割として次の二つをあげている。第一に、政府が権利の実現に最終的な責任を負うのに対し、ボランティアは非権利領域の実現に努める。第二に、ボランティアが権利の限界領域を支える活動を通して、非権利領域を権利領域に移行させていくことに寄与する。この二点目については、ボランティア活動が、権利/非権利の境界線の引き直しと権利領域の拡張に寄与する政治に関わることを意味する。本論文でいう民主化要件②を発展的に定式化したものとも考えられる。ゼロ年代には、母子家庭の母親と子どもを支援するグループや障がい者を支援するボランティアたちが、当事者と共に運動し、生活保護母子加算廃止や障害者自立支援法という形で非権利領域へと放逐されたニーズを、再び権利領

域に包摂させることに成功した(後者については後続の法が決まっていなかった)。その意味で、近年は、民主化要件②を巡る政治が活性化した時期でもあった。再び楕円構造を再構築すべき時期にあるように思う。

(5) 楕円構造の再構築

とはいえ、民主化要件②(国家による社会権の保障)の重視という基準は、いくつかの論点で補われる必要がある⁵。特に重要なのは、民主化要件②の重視が民主化要件①の軽視となつてはいけなく、というか、どちらを選ぶかという二者択一自体を脱構築しないといけないという点である。これまで憲法 25 条に代表される民主化要件②の重視が、市民活動の発展を抑圧してきたという指摘もあったが(例えば小野 1979)、筆者が OECD データと World Value Survey (2005 年)を用いて、分析した結果によると公的な社会保障の充実と市民活動の活発さはトレードオフ(二者択一)ではない(仁平 2009b)。分析結果から次のことが分かる。確かに、アングロサクソン系の国々では、参加は盛んだが社会保障支出割合は低く、深刻な格差や貧困問題を生み出す。一方、大陸ヨーロッパ系の国々では、社会保障支出割合は高いが市民活動は低調である。両者を見る限り、市民社会と福祉国家は二者択一的なようにも思える。だが、北欧の社会民主主義レジームの

⁵本文で挙げた論点の他、次の二点も重要である。第一に、社会権保障の領域のみならず、環境保全、平和構築、国際支援といった領域ごとに、国家/市民社会の機能分担に関する異なる複数の基準が生まれる。領域ごとにいかなる基準が望ましいかということは、公共的な討議に開かれる必要があるが、その前提となる討議的公共圏を保障するためには、民主化要件①が——公論への参加の前提となる生の条件を保障する民主化要件②と共に——貫して重要となる。第二に、問題を一国のみでとどめず、複数のリージョンで考える必要がある。貧困、人権問題、環境問題などへの対応は、今や国家という単位だけでは決定的に不十分である。様々な 이슈をめぐって、国際機関などとローカルな団体・国際 NGO のネットワークとが、対峙したり連携する事態は常態化している。今後はセクター間だけでなく、楕円相互の関係を考える知が不可欠になるだろう。

国々は両方の値とも高く、それが「二者択一」という認識が畏であることを教えてくれる。民主化要件①だけを選べばアングロサクソン型になり、民主化要件②だけを選べば大陸ヨーロッパ型となる。二つの民主化要件を共に重視する楕円構造のみが、「二者択一」を超える北欧型に繋がる。

また非営利セクターの国際比較研究では、大陸ヨーロッパに位置しながら社会民主主義レジームの特徴を持つとされるオランダのように、社会権は政府の責任で保障しつつ、実際の活動は市民社会や非営利組織が自律的かつ柔軟に担うモデルの存在がよく知られている (Kramer 1992; Taylor 1992 など)。この類型については、北島健一 (2002) が多角的に検討しているが、次の二点がポイントになるだろう。それは、(a)財源は国家が保証し、サービスの供給を多様な NPO が担うこと、(b)NPO が国家からの自律性を保ち、アドボカシーの機能を保持し続けることである。これによって、政府による再分配だけでは対応できない承認のニーズに対しても、NPO やセルフヘルプグループによって——公的な財政基盤に支えられながら——対応することができる。「供給/ファイナンス分離モデル」等と呼ばれるこの類型も、二つの民主化要件が緊張関係をもって形作る楕円構造を前提にしていると言える。

つまり、政府から補助金や助成金を獲得すること自体が、政治的な自律性を失うことや「未来はない」(田中 2006) ことを意味するわけではない。政府から資金を調達することと、ミッションを貫くために自律的に運動を展開することが矛盾しないことは、実証的にも明らかにされている (丸山・仁平・村瀬 2008)。重要なのは、普段は「協働」しても、必要であれば敵対性を明確にし「追及」や「抗議」も含めた「政治」を展開できるかどうかであり、そのためにメンバー間での「政治」に関する対話という「活動」(Arendt 1963=1995) を、回避することなく継続することである。「ボランティア」と政治・運動との回路は、本来様々な形で開いているのだから (例えば仁平 [2004])。

5. 倫理的厳格主義を超えて

以上の知見をまとめよう。本稿で出発点に据えた政治概念は、敵対性の線を引き、闘争を遂行するものである。それは運動を忌避し、協働や経営的合理性を称揚する近年のボランティア・NPO 論とは一見かけ離れているように見えるが、それらも、画一的・規制的な官僚制国家を敵手とする敵対性を潜在的に有している。その敵対性を前提として市民社会の自律性 (民主化要件①) を擁護する政治は、NPO 法の成立という大きな成果を生み出した。だがその敵対性の線は、国家による社会権の保障 (民主化要件②) を擁護するか、否定するか (ネオリベリズム的秩序) という、市民社会に関するもう一つの敵対性の線を隠蔽する。本論文では、この敵対性の線も、現在における政治の主要なテーマに据えるべきことを主張した。

さて、以上の知見は、ミクロな意味世界で活動するボランティアを、マクロな観点から批判することにもつながる。だが、現場でいきいきと行われる活動を、^{メタレベル}高見から「運動・政治をせよ」と裁断することは、再び倫理的厳格主義を回帰させることにならないだろうか。本稿の主張もそこにつながるリスクがある。以下では、倫理的厳格主義を「敵手」としながら、それを回避する方向性について考えたい。街路に立つ当時の私にも届くように——。

第一に、マクロな政治は、本来現場のミクロな実践とも密接に繋がっており、そこでの問題も改善しうる。例えば、ボランティアを絶えず悩ませるあの問い——〈与え手/受け手〉という区別を超えた対等な関係をいかに築くか——にも、マクロな政治は重要な論点を提起するだろう。

当時の私は、ホームレス状態に強いられている当事者から『ボランティア』と俺たちは違う」と言われた。相互行為レベルで「友だちのような関係」をめざしても、そこには越えられない壁があった。生活保護受給は不当に制限された彼らのニーズは非権利領域に置かれ、ボランティアの「支援」を必要とする部分は大きかった。しかしもし、生活・仕事・住居が権利として

保障されていけば、支援／被支援の関係を越えた別の関係性が可能なのではないか。これは、1970年代以降の障がい者運動が開示した答でもある。彼／女らは、関係の〈対等／非対等〉を、制度の関数として捉えた。障がい者が不自由を強いられる社会では、地域で生活しようと思うと、人々の「善意」「愛情」「自発性」に強く依存しなければならない。その関係性は——ボランティアの意図はどうあれ——構造的には、障がい者に従属的な地位に置くことになる。同時に、大きな負担と責任のしかかるボランティアの側でも、「自己犠牲」的になったり、活動への不参加を不誠実だといって責め合うという、まさに倫理的厳格主義の温床にもなる。その意味で、実はネオリベリズムは、倫理的厳格主義を招き寄せる。

逆に言えば、障がい者が地域で生活するための十分な制度的・社会的な保障は、真の意味で対等な「友だち」関係の条件にもなる。なぜなら、不可欠な介助行為が公的に保障されるなら、情緒・愛情・友情といった領域はそれ自体として——義務感や従属感から解放されて——自由度と純粋性を増す可能性を高めるためである。つまりマクロレベルの政治は、与え手／受け手関係の脱構築や倫理的厳格主義からの脱却というミクロな政治——アイデンティティ・ポリティクスやライフ・ポリティクス——とも繋がらうし、そうでなければその意義を大きく減じるだろう。

第二に、マクロ政治を遂行する過程でも、倫理的厳格主義の回避に務めることは可能である。政治は本来、一人一人のかけがえのない差異を顕在化させるはずなのに、「正しさ」の専制を生み差異と多様性を封殺する。この中で、「ボランティア」が培ってきた笑い・楽しみ・遊びという文化は、政治と接続することで、政治にゆとりと広がりを持たせる。先の早瀬(1994)の議論も、政治の否定ではなく、政治を通して社会を変えることと「楽しさ(好き!)」とが、両立することを示したものだと思える。一例を挙げると、精神障がい者たちが運営する「べてるの家」では、支援者と当事者とが一緒になり、障がい／健常の垣根自

体を崩していくような試みが日々試みられている(浦河べてるの家2002)。それは、障がい者を排除しようとする統治性が——批判されるというより——脱力させられていく非常にラディカルな運動でもあるのだが、笑い・楽しみ・遊びという要素抜きには語れない。いや、それらがあるからこそ、ラディカルに秩序を変えていける。特に、強度の自己規律と自立を強いる倫理的に厳格なネオリベリズムの統治性を、三次元のレベルで変革できる可能性を持つのは、正しさ(政治)と楽しさ(ボランティア)とが渾然一体となったこのような実践の連なりではないだろうか。

敵対性を伴う政治は、時に社会の様々な裂け目を顕在化させる。だから目を背けたいくなる。だがその一方で、そのような政治は、様々なものの間に穿たれた既存の裂け目——マクロとミクロ、正しさと楽しさ、当事者と社会、そして当事者とボランティア——を新たに縫い合わせながら、もう少しだけ生きやすい社会の展望を示すことにもつながる。「経営」「協働」「自己実現」「ケア」といったボランティアやNPOを取り巻く語彙の中に「政治」を再挿入することは、ボランティア活動の選択肢と可能性を広げる上で重要であると同時に、日本の参加型市民社会に強度ある自律性を実装させ、ますます魅力ある「楽しい」活動を生み出すためにも不可欠ではないだろうか。

参考文献

- 阿部敦、『社会保障政策従属型ボランティア政策』大阪公立大学共同出版会、2003年
- Arendt, Hannah, *The Human Condition*. University of Chicago Press. 1958=志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年
- 東一邦、『抵抗なき参加』と『参加なき抵抗』は、つながれるか。』ピープルズ・プラン研究所編『季刊ピープルズ・プラン』28号、22-29頁、2004年
- Bauman, Zygmunt, *Liquid Modernity*. Polity Press. 2000=森田典正訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会』大月書店、2001年
- Ehrenberg, John, *Civil Society: The Critical History of an Idea*, New York University Press. 1999=吉田傑俊監訳『市民社会論——歴史的・批判的考察』、青木書店、2001年
- Eliasoph, Nina, *Avoiding Politics: How Americans produce apathy in everyday life*. Cambridge University Press, 1998
- Estévez-Abe, Margarita, 'State-Society Partnership in the

- Japanese Welfare State', Schwartz, Frank J. and Susan J. Pharr eds. *The State of Civil Society in Japan*. Cambridge University Press, pp.154-172, 2003
- Foucault, Michel, *Suveiller et Punir : Naissance de la Prison*. Gallimard, 1975=田村叔訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社、1977年
- Foucault, Michel, « gouvernementalité », *Dits et Ecrits 1954-1988*, Defert, D. & F. Ewald eds., Paris : Gallimard, 1978=小林康夫ほか訳「統治性」『ミシェル・フーコー思考集成第VII巻』筑摩書房、pp.246-272、2000年
- Giddens, Anthony, *The Consequences of Modernity*, Polity Press. 1990=松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結』而立書房、1993年
- Harvey, David, *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford University Press, 2005=渡辺治監訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社、2007年
- Hasegawa, Koichi, *Constructing Civil Society in Japan: Voices of Environmental Movements*. Trans Pacific Pr, 2004
- 初谷勇、『NPO 政策の理論と展開』大阪大学出版会、2001年
- 早瀬昇、「変わりはじめたボランティア——『正しさ志向』から『楽しさ志向』へ」『季刊窓』窓社20号、18-25頁、1994年
- 本間正明、「時代が求める NPO」本間正明+上野千鶴子著・宝塚 NPO センター編『NPO の可能性——新しい市民活動』かもがわ出版、5-29頁、1998年
- 堀田力・山岡義典・和田敏明、「ボランティア革命 24 鼎談・ボランティア活動推進にむけての社会的支援」『月刊福祉』78巻14号、50-59頁、1995年
- Hustinx, Lesley & Frans Lammertyn, 'Collective and Reflexive Styles of Volunteering: A Sociological Modernization Perspective'. *Voluntas : International Journal of Voluntary and Non-profit Organisations*. 14(2), pp.167-187, 2003
- 木田徹郎、「ヴォランティアをどう理解するか」『社会事業』39(4)、10-13頁、1956年
- 北島健一、「福祉国家と非営利組織——ファイナンス/供給分離モデルの再考」宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、247-275頁、2002年
- Kramer, Ralph, 'Privatization in the personal social services in the United Kingdom, the Netherlands, and Italy' in McCarthy, K., Hodgkinson, V. & Sumariwalla, R. eds, *The Nonprofit Sector in the Global Community*, Jossey-Bass. pp.90-107, 1992
- 京極高宣、『『互酬性』の意味するもの』『月刊福祉』76巻9号、14-15頁、1993年
- 中野敏男、「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』27巻5号、青土社、72-93頁、1999年
- 中野敏男、『大塚久雄と丸山眞男——動員、主体、戦争責任』青土社、2001年
- 牧里毎治・早瀬昇、「アクション型ボランティア活動の実際」大阪ボランティア協会編『ボランティア=参加する福祉』ミネルヴァ書房、147-186頁、1981年
- 丸山眞央・仁平典宏・村瀬博志、「ネオリベリズムと市民活動/社会運動——東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』602号、51-68頁、2008年
- 道場親信、「1960-70年代『市民運動』『住民運動』の歴史的位
置——中絶された『公共性』論議と運動史的文脈をつなぎ直
すために」日本社会学会『社会学評論』、240-257頁、2006
年
- 仁平典宏、「ボランティア・アソシエーション再考のために——
官僚制概念との関係で」ソシオロギス編集委員会『ソシオロ
ギス』25号、176-192頁、2001年
- 仁平典宏、「<市民>と『ボランティア』の間——参加とネオリ
ベリズムの共振に関する一考察」第55回日本教育社会
学会大会当日レジュメ、2003年
- 仁平典宏、「ボランティア的行為の(転用)可能性について——
野宿者支援活動を事例として」東北社会学会『社会学年報』
33号、1-21頁、2004年
- 仁平典宏、「ボランティア活動とネオリベリズムの共振問題を
再考する」日本社会学会『社会学評論』56巻2号、485-499
頁、2005年
- 仁平典宏、『『NPO 革命』と反革命——敵対性を胎動する場所を
めぐって』町村敬志(研究代表者)『市民エージェントの構
想する新しい都市のかたち——グローバル化と新自由主義
を越えて』日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)研究成
果報告書、(259-276頁)、2009a年
- 仁平典宏、「福祉国家の『挟撃』問題を再考する—自由・スティ
グマ・市民社会」『World Value Survey (世界価値観調査)
を用いた実証研究: 政治・家族』(SSJDA-41) 東京大学社
会科学研究所、87-107頁、2009b年
- 仁平典宏、『『ボランティア』の誕生と終焉——(贈与のパラド
ックス)の知識社会学』、名古屋大学出版会、2011年(近刊)
- 西山志保、『[改訂版]ボランティア活動の論理——ボランティア
リズムとサブシステム』東信堂、2007年
- 小笠原慶彰、「戦後ボランティア論の類型」小田兼三・松原一郎
編『変革期の福祉とボランティア』ミネルヴァ書房、120-132
頁、1987年
- 小熊英二・上野陽子、『(癒し)のナショナリズム——草の根保
守運動の実証研究』慶応義塾大学出版会、2003年
- 小倉襄二、「ボランティア活動の原点——思想と行動のために」
『月刊福祉』50巻6号、12-19,25頁、1967年
- 岡本栄一、「ボランティア活動の分水嶺」大阪ボランティア協会
監修、小田兼三・松原一郎編『変革期の福祉とボランティア』
ミネルヴァ書房、220-254頁、1987年
- 岡本仁宏、「市民社会、ボランティア、政府」立木茂雄編『ボラ
ンティアと市民社会——公共性は市民が紡ぎ出す』晃洋書房、
91-118頁、1997年
- 小野頭、「ボランティアリズムの思想・性格・実践と提案」小野頭編
『ボランティアリズムの思想と実践』社会福祉研究所、219-268
頁、1979年
- Peck, Jamie, and Adam Tickell, 'Neoliberalizing Space,'
Antipode, 34(3), pp.452-472, 2002
- Pekkanen, Robert, *Japan's Dual Civil Society: Members
Without Advocates*. Stanford University Press, 2006
- Powell, Frederick, *The Politics of Civil Society: Neoliberalism
or Social Left?*The Polity Press, 2007
- Rose, Nikolas, *Powers of Freedom: Reframing political
thought*, Polity, 1999
- 酒井隆史、『自由論——現在性の系譜学』青土社、2001年
- Salamon, Lester M. and Helmut K. Anheier, *The Emerging
Nonprofit Sector: An Overview*. New York: St. Martin's
Press, 1996

- Schmitt, Carl, *Der Begriff des Politischen*, Duncker & Humblot, Munchen, 1932 = 田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未来社、1970年
- 渋谷望、「<参加>への封じ込め—ネオリベラリズムと主体化する権力」『現代思想』27巻5号、青土社、94-105頁、1999年
- 渋谷望、『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』青土社、2003年
- Sinha, Subir, 'Neoliberalism and Civil Society: Project and Possibilities,' A. Saad-Filho and D. Johnston eds., *Neoliberalism : A Critical Reader*, London: Pluto, pp.163-169, 2005
- Suzuki, Munenori, Midori Ito, Mitsunori Ishida, Norihiro Nihei and Masao Maruyama, 'Individualizing Japan: searching for its origin in first modernity,' *The British Journal of Sociology* 61(3), pp.513-538, 2010
- 高田昭彦、「市民運動の現在——NPO・市民活動による社会構築」帯刀治・北川隆吉編『社会運動研究入門』文化書房博文社、80-110頁、2004年
- 田中弥生、『NPO が自立する日——行政の下請け化に未来はない』日本評論社、2006年
- Tarrow, Sidney, *Power in Movement*, Cambridge University Press, 1998 = 大畑裕嗣監訳『社会運動の力——集合行為の比較社会学』彩流社、2006年
- Taylor, Marilyn, "The Changing role of the nonprofit sector in Britain" in Gidron, B., Ralph, M. K. & Salamon, L. M. eds., *Government and the Third Sector : emerging relationships in welfare states.*, Jossey-Bass, pp. 147-175, 1992
- 堤未果、『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』岩波新書、2010年
- 浦河べてるの家、『べてるの家の「非」援助論——そのままでもいいと思えるための25章』医学書院、2002年
- 渡辺治・二宮厚美・岡田知宏・後藤道夫、『新自由主義か新福祉国家か』旬報社、2010